

原規規発第2312205号
令和5年12月20日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、令和3年8月23日付け原発本第92号(令和5年10月27日付け原発本第162号及び令和5年11月21日付け原発本第190号をもって一部補正)をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（３号及び４号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和３年８月２３日付け原発本第９２号（令和５年１０月２７日付け原発本第１６２号及び令和５年１１月２１日付け原発本第１９０号をもって一部補正）をもって、九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第４３条の３の８第１項の規定に基づき提出された玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（３号及び４号発電用原子炉施設の変更）に対する法第４３条の３の８第２項において準用する法第４３条の３の６第１項第１号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成１７年法律第４８号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、３号発電用原子炉施設については平成１７年９月７日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと、４号発電用原子炉施設については平成１１年１１月１５日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。